

農家の皆様へ

平成25年3月19日
福島県農林水産部

平成25年産稲の作付け等については、次のようにお願いいたします。

- 作付け制限の対象地域では、本年は、稲の試験栽培を除き、食用、非食用を問わず稲の作付けができません。
なお、試験栽培については、生産された米や稲わら等をすべて廃棄する必要があります。
- 作付け再開準備及び全量生産出荷管理の対象地域では、県及び市町村が策定した管理計画に定められた吸収抑制対策や乾燥調製機器の点検・清掃、全量全袋検査などを行うことにより、稲を作付けし、生産された米（基準値以下の米）を出荷することができます。
県では、基準値を超過する米が流通しないよう、徹底した管理のための取組みをしっかりと支援してまいります。
- また、作付け制限区域を除く県内全域において、本年も引き続き、飯米・縁故米を含む全ての米について全量全袋検査を実施いたします。

これまで、農家の皆様はもとより、市町村や関係事業者、県が一体となって実施した取組が実を結び、平成25年産米では作付け可能な地域が広がるなど、着実な前進が見込まれる一方、上記の対象地域をはじめ、引き続き厳しい取組が求められています。県といたしましては、風評を払拭し、県産米の信頼を確保するために、さらには、本県の基幹産業である農業の力強い再生を成し遂げるためにも、今後とも全力で対応してまいります。

農家の皆様には、引き続き、特段の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

このお知らせは、

- ・ 1月29日に農林水産省から「25年産米の作付け等に関する方針」が公表されたこと
 - ・ 3月19日に原子力災害対策本部長である内閣総理大臣から、福島県知事に対し、平成25年産米に関する作付け制限等について関係自治体の長及び関係事業者等に要請するよう指示があったこと
- を受けてお願いするものです。

25年産米に関する作付制限等の対象地域（福島県）
（平成25年3月19日）

25年産米の取扱い	対象地域
<p>作付制限</p> <p>【原災本部長指示】 作付制限</p>	<p>南相馬市： 帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域</p> <p>富岡町： 全域（帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域）</p> <p>大熊町： 全域（帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域）</p> <p>双葉町： 全域（警戒区域）</p> <p>浪江町： 全域（帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域）</p> <p>葛尾村： 全域（帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域）</p> <p>飯舘村： 帰還困難区域</p>
<p>作付再開準備</p> <p>【原災本部長指示】 管理計画に基づく 米の全量管理※</p>	<p>南相馬市： 帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域を除く区域</p> <p>川俣町： 計画的避難区域</p> <p>楢葉町： 全域（避難指示解除準備区域及び旧緊急時避難準備区域）</p> <p>川内村： 居住制限区域及び避難指示解除準備区域</p> <p>飯舘村： 帰還困難区域を除く区域</p>
<p>全量生産出荷管理</p> <p>【原災本部長指示】 管理計画に基づく 米の全量管理※</p>	<p>福島市： 旧福島市、旧小国村、旧立子山村、旧松川町、旧水原村、旧下川崎村及び旧平田村</p> <p>郡山市： 旧富久山町</p> <p>いわき市： 旧山田村</p> <p>須賀川市： 旧西袋村</p> <p>相馬市： 旧玉野村</p> <p>二本松市： 旧渋川村</p> <p>田村市： 避難指示解除準備区域及び旧緊急時避難準備区域</p> <p>伊達市： 旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月舘町</p> <p>本宮市： 旧白岩村</p> <p>大玉村： 旧玉井村</p> <p>広野町： 全域（旧緊急時避難準備区域）</p> <p>川内村： 居住制限区域及び避難指示解除準備区域を除く区域</p>

※：管理計画に基づく生産及び出荷の管理が行われない米については出荷制限。

注1：警戒区域及び避難指示区域の表記は、平成25年3月7日原子力災害対策本部決定を反映したもの。（葛尾村は平成25年3月22日施行、富岡町は平成25年3月25日施行、浪江町は平成25年4月1日施行。双葉町及び川俣町も今後区域見直しを実施予定。）

注2：全量生産出荷管理の対象地域は、今後の検査結果により追加があり得る。

